

交渉(全労働京都支部)議事概要(平成27年3月10日)

京都労働局(当局)は、平成27年3月10日(火)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

「給与の総合的見直し」により平均で2%、50歳代層では最大4%もの賃下げが実施されようとしている。

国家公務員の給与は、平成18年度から度重なる引き下げ措置が続けられており、特に50歳代後半層は大きな不利益を受け続けている。

職員が安心して職務に専念できる環境を実現するため、これ以上の給与引き下げが行われないよう、関係機関に要請していただきたい。

【当局】

給与の引下げ等、制度の見直しは、職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、士気にもかかわるものであると認識している。

当局としては、職場の実情や職員の給与の支給実態、生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう本省や人事院に要望を伝えていきたい。

2 【全労働京都支部】

定員合理化計画による毎年の定員削減によって、職場は大変厳しい状況にある。行政運営に必要な定員を十全に確保していただきたい。

【当局】

労働行政の重要課題の実施に当たる監督署・安定所の体制整備が不可欠であることは言うまでもなく、当局としても、なお一層の必要な定員を確保した行政体制の確立が必要であると考えており、引き続き本省に厳しい職場の現状を訴えて行くとともに、出来る限りの手立てを尽くして行政体制の確保に取り組んでいきたい。